

## 共 3 建設工事における技術者制度

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 26 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

改定 令和 2 年 3 月

改定 令和 6 年 10 月

改定 令和 8 年 4 月

# 1 建設業法等における技術者制度

## (1) 建設工事における技術者制度

建設業法においては、建設工事の請負契約の適正な締結・履行の確保及び適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を促進することを目的として、必要な知識及びその応用能力を持った技術者を営業所や工事現場に設置することを求めています。

また、工事の品質を確保するため長野県独自に技術者の配置を求めています。

### 1) 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業：国家資格者、実務経験者(年数規定有)
- ・特定建設業(指定建設業)：一級国家資格者、大臣特別認定者
- ・特定建設業(指定業種以外)：一級国家資格者、指導監督の実務経験者(年数規定有)

◎ 営業所専任技術者（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任（監理）技術者にはなれません。

※常勤とは、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。

◎ 営業所専任技術者は、次の要件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

※近接とは、同一地域振興局管内または所属営業所から現場までの移動時間が概ね1時間程度を指す。

◎ 工事現場に専任を要する工事であっても、次の要件を満足する場合に限り、主任（監理）技術者を兼ねることができます。

- ・建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式：2億円未満）であること。
- ・営業所から工事現場間の移動時間が片道2時間以内であること。
- ・下請次数が3を超えないこと。
- ・連絡員を現場及び営業所に配置すること。
- ※土木一式又は建築一式工事の場合、連絡員は当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有している必要がある。
- ・現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
- ・人員の配置計画書を作成し、工事現場に備え置くこと。
- ・当該現場以外の場所から当該現場の状況を確認するための情報通信機器を設置し、通信可能な環境を確保すること。

- ・当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ・兼務する工事現場数が1件であること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

◎ 営業所専任技術者が工事現場の技術者を兼務する場合の要件は上記のとおりですが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。実際に兼務できるか否かについては、受発注者で相談し、決定してください。

◎ 2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

◎ 営業所専任技術者が建設業の許可基準の一つである経營業務の管理責任者の要件を満たしておれば、これを兼ねることもできます。

### 2) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

### 3) 監理技術者（建設業法第26条第2項）※建設業法施行令の一部改正により金額変更（R7.2.1）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる

場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

**4) 主任技術者から監理技術者への変更**

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

※当初、主任技術者を配置した工事において、工事途中で下請総額が5,000万円を超える場合には、監理技術者に変更する必要があります。工事途中で下請総額が5,000万円を超える理由が、当該工事の増工による場合は、増工対象の工事に着手する前に、変更契約（下請契約含む）が締結され、かつその時点で監理技術者に変更されることが、建設業法上、適切な事務処理となります。

**5) 専門技術者（建設業法第26条の2）**

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

**6) 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）（建設業法施行令第27条第1項）**

公共性のある工作物に関する請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

表-1 建設業法等における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業			その他 (左以外の22業種)		
		土木工事業 舗装工事業 造園工事業	鋼構造物工事業 管工事業	建築工事業 電気工事業			
建設業許可制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	5,000万円 (注1) 以上	5,000万円 (注1) 未満	5,000万円(注1) 以上の下請契約 はできない	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円以上 の下請契約はできない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件 (注3)	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 登録基幹技能者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 登録基幹技能者 実務経験者	
	技術者の専任	請負金額 4,500万円(注2)以上					

予定価格が「WTO適用基準額」以上で、かつ「特別重点調査」を実施した工事 予定価格 85% 未満	<u>監理技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>	<u>主任技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>	<u>監理技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>	<u>主任技術者とは別に技術者要件を満たす専任技術者</u>
低入札価格調査を実施した工事	請負金額 4,500 万円以上 (注2) <u>主任(監理)技術者と同等の要件(入札参加の基本要件)を満たす技術者を専任で別途配置(現場代理人と兼務不可)</u>		請負金額 4,500 万円未満 (注2) <u>主任技術者を専任で配置</u>	
監理技術者資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし

↑  
資格者証交付のための講習の受講義務付け

(注1) 建築一式工事の場合は 8,000 万円

(注2) 建築一式工事の場合は 9,000 万円

(注3) 長野県では土木工事一式工事の場合、別の資格要件を定めています。

共 3-12 参照

※1 下線は長野県独自

## (2) 主任技術者や監理技術者の要件

主任技術者や監理技術者になるためには、業種ごとに(表-2)の要件を満たしていなければなりません。特に、指定建設業(土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業(注)、造園工事業(注))の監理技術者の要件は国家資格者に限られており、より厳しいものとなっています。

表-2 主任技術者・監理技術者の資格要件

		資格要件
主任技術者		1) 指定学科を修めて卒業後 ①高等学校(旧実業学校を含む) 5年以上 ②中等教育学校 5年以上 ③高等専門学校(旧専門学校を含む) 3年以上 ④大学(旧大学を含む) 3年以上 ⑤専修学校専門課程 5年以上 ⑥専修学校専門課程(高度専門士、専門士) 3年以上 の実務経験を有するもの。 2) 10年以上の実務経験を有するもの 3) 1・2級施工管理技士等の国家資格者等(国土交通省ホームページ※1参照) 4) 建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者
	指定建設業以外	1) 1級施工管理技士等の国家試験者(国土交通省ホームページ※1参照) 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当するもののうち、発注者から直接請負、その請負金額が4,500万円以上(平成6年12月28日前の工事については3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事については1,500万円以上)のものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有するもの 3) 1)又は2)と同等以上と認められるもの
監理技術者	指定建設業	1) 1級施工管理技士等の国家資格者等(国土交通省ホームページ※1参照) 2) 国土交通大臣特別認定者

※1 建設業法における配置技術者となり得る国家資格等一覧

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html)

※2 長野県では土木一式工事の場合、別の資格要件を定めています。共 3-12 参照

### (3) 監理技術者について（資格者証と講習）

専任の監理技術者として建設工事に携わる者は、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。

監理技術者資格者証の交付は、資格を有している者(表-2 参照)で、監理技術者講習終了の有無にかかわらず可能です。ただし、監理技術者資格者証の交付を大臣認定の資格で受ける者は、資格者証とは別に大臣認定の更新手続き（大臣認定の有効期限前の1年以内に監理技術者講習の終了）が必要です。

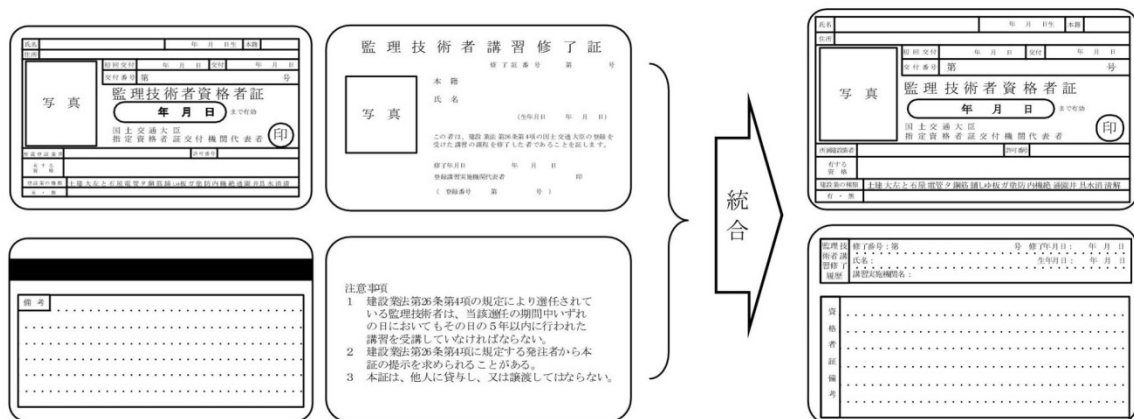
監理技術者講習の登録講習実施機関一覧

名称	連絡先	ホームページアドレス
(一財)全国建設研修センター	042-300-1741	<a href="http://www.ictc.jp">http://www.ictc.jp</a>
(一財)建設業振興基金	03-5473-1585	<a href="http://www.fcip-ko.jp/">http://www.fcip-ko.jp/</a>
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	03-3262-7423	<a href="http://www.eicm.or.jp/">http://www.eicm.or.jp/</a>
(株)総合資格	03-3340-3081	<a href="http://www.shikaku.co.jp/">http://www.shikaku.co.jp/</a>
(株)日建学院	03-3988-1175	<a href="http://www.nik-g.com">http://www.nik-g.com</a>
(公社)日本建築士会連合会	03-3456-2061	<a href="http://www.kenchikushikai.or.jp/">http://www.kenchikushikai.or.jp/</a>

### (4) 監理技術者資格者証の携帯

監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。(平成28年6月までに、資格者証の更新あるいは5年以内とされている講習を修了されている場合は、資格者証とあわせて監理技術者講習修了証についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。)

図-2-1 監理技術者資格証



平成28年6月から監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合され1枚になります。資格者証の裏に講習修了履歴ラベルを貼付する形になります。

図-2-2 監理技術者資格者証（裏面）  
（講習修了履歴ラベル貼付）

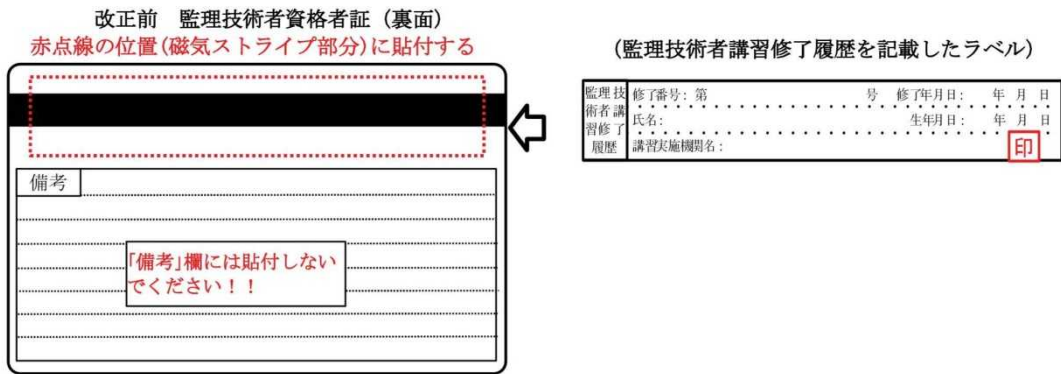
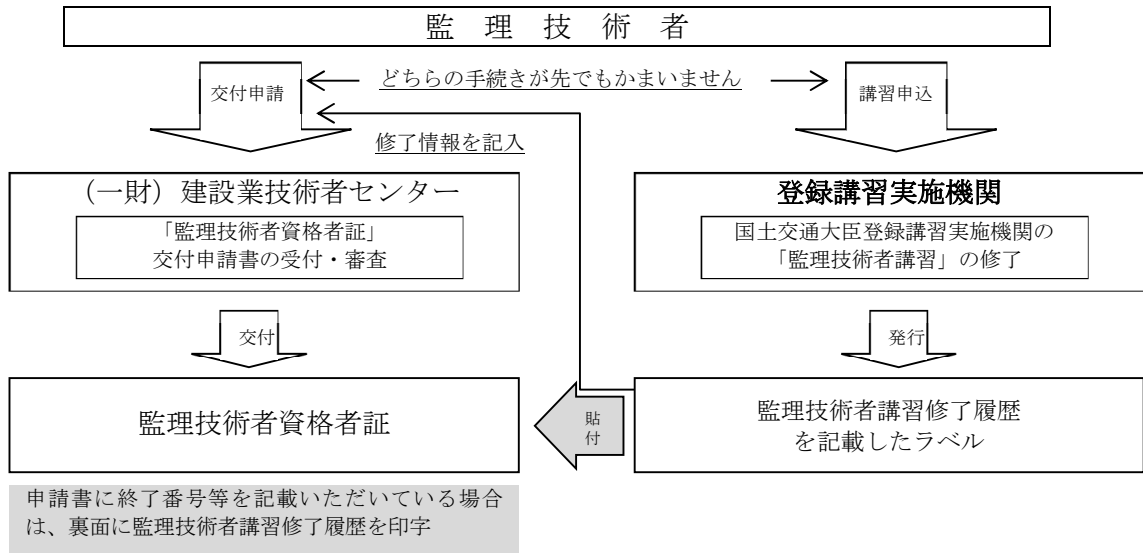


表-3 「監理技術者資格者証」交付と「監理技術者講習修了履歴ラベル」発行の流れ



監理技術者資格者証交付に関する問い合わせ先

(一財) 建設業技術者センター

長野県支部 026-224-7044

〒380-8537 長野市南石堂町 1230 番地の 6 長建ビル 4F

本部 03-3514-4711

〒102-0084 東京都千代田区二番町 3 番地 麹町スクエア 4F

## 2 工事現場における現場代理人と主任技術者・監理技術者

### (1) 現場代理人

- ① 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人です。
- ② 現場代理人の職務は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと及び次に掲げる権限を除き契約約款に基づく請負者の一切の権限を行使することです。なお、個々具体的な契約に当たっては、現場代理人が請負者の一切の権限を行使することが妥当でないこともあるため、契約約款第 10 条第 3 項において、あらかじめ書面をもって発注者に通知した場合には、現場代理人の権限を制限し請負者が自らこれを行使することができるとしています。
  - 1) 請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領
  - 2) 契約約款第 12 条第 1 項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求の受理
  - 3) 契約約款第 12 条第 3 項に規定する発注者の現場代理人に関する措置請求に対する決定及びその通知
  - 4) 契約の解除に係る権限
- ③ 常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。
- ④ 常駐義務の緩和について  
「現場代理人の兼務」については、共 3-19 のとおり。  
以下の URL (県ホームページ) 参照。  
ホーム > 県政情報・統計 > 入札・調達 > 公共工事入札・契約情報 > その他入札・契約関連情報 > 建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和  
[http://www.pref.nagano.lg.jp/gi\\_jukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html)  
なお、常駐規定が緩和（兼務可）されても、営業所専任技術者と現場代理人の兼務は認められません。

### (2) 主任技術者

- ① 建設業の許可を受けている建設業者が請負工事を施工する場合は、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置くことが義務づけられています。
- ② 公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が 4,500 万円(建築一式工事の場合は 9,000 万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要があります。  
また、低価格で落札した建設工事における配置技術者の増員については、予定価格(消費税を含む。)が「WTO適用基準額」※1以上で、かつ「特別重点調査」※2を実施した工事については、主任(監理)技術者と同じ資格者(基本要件)1名を別に専任で配置することとします。(平成 24 年(2012 年)11 月 28 日付け 24 建政技第 256 号)  
※1 「WTO適用基準額」  
「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号)の適用基準額  
※2 「特別重点調査」  
「特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領」(令和 2 年 9 月 16 日付 2 契検第 61 号)第 9 の 2 の規定に基づき実施する調査
- ③ 公共性のある工作物に関する工事
  - 1) 「国、地方公共団体の発注する工事」、  
「鉄道、道路、ダム、下水道、電気事業用施設等の公共的工作物の工事」、  
「学校、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事」をいい、個人住宅を除いては殆どの工事がその対象となっています。
  - 2) この主任技術者の専任制は、元請、下請業者に関わらず適用されます。

### (3) 監理技術者

#### ① 監理技術者を必要とする工事

監理技術者とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第 26 条第 1 項により配置が義務付けられている主任技術者のうち、下請契約の請負代金の額(下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の総額が 5,000 万円、建築工事である場合においては 8,000 万円)以上になる場合において、元請負人たる特定建設業者が配置しなければならないとされる建設業法第 15 条第 2 号の基準を充足する技術者です。

#### ② 監理技術者の専任について

監理技術者は、現場ごとに専任で置く必要があります。また、特例監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐を現場ごとに専任で置く必要があります。

※監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。 ※詳細は、「監理技術者制度運用マニュアル」を参照のこと

## 3 技術者と専任制

### (1) 専任で設置すべき期間

発注者から直接工事を請け負った場合の主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間は、契約工期とするのが基本です。ただし、下請業者においては受け持つ専門工事の施工が断続的であることが多いため、現場稼働期間と考えるのが適当です。

### (2) 「専任」と「常駐」について

工事現場への「専任」は、常時継続的に当該現場に係る業務に従事することであり、必ずしも現場への「常駐」を求めるものではありません。したがって、研修や休暇取得など合理的理由により短期間現場を離れることは、適正な施工ができる体制を確保し、かつ発注者の了解を得ている場合、差し支えありません。

### (3) 企業との直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者又は監理技術者は、建設工事の適正な施工を確保するために、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要とされており、次のような者の配置は、認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣等)
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合(工事期間のみの短期雇用)

なお、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために配置する現場代理人及び監理技術者等については、「恒常的な雇用関係」として、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。

受注希望型競争入札(総合評価等含む) = 開札日

一般競争入札 = 入札参加資格確認申請日

指名競争入札 = 入札の執行日

随意契約 = 見積書の提出日

### (4) 直接かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

- (ア) 監理技術者資格者証(表・裏)
- (イ) 住民税特別徴収税額(変更)通知書
- (ウ) 雇用保険者証

- (エ) 所属会社の雇用証明書
- (オ) 上記に準ずる資料

**(5) 専任制の特例**

主任技術者及び監理技術者の兼務（専任特例1号、2号など）については共3-17のとおり以下のURL（県ホームページ）参照。

ホーム > 県政情報・統計 > 入札・調達 > 公共工事入札・契約情報 > その他入札・契約  
関連情報 > 建設工事の技術者の専任に係る取扱い  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kenmu.html>

## 4 専任で設置すべき期間の考え方

### (1) 主任技術者及び監理技術者の専任配置

主任技術者及び監理技術者の専任配置を必ずしも要しない期間について発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にとっては、基本的には契約工期をもって主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面に明確となっている場合限り、必ずしも専任を要しません。

#### I) 現場施工の着手前やしゅん工検査後等の工事現場が稼働していない期間

##### ① 現場施工着手までの期間

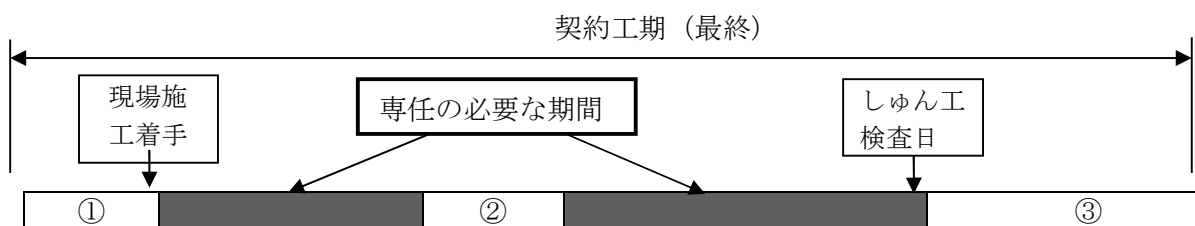
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

##### ② 工事の中止期間

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

##### ③ しゅん工検査後の期間

工事完成後、しゅん工検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）

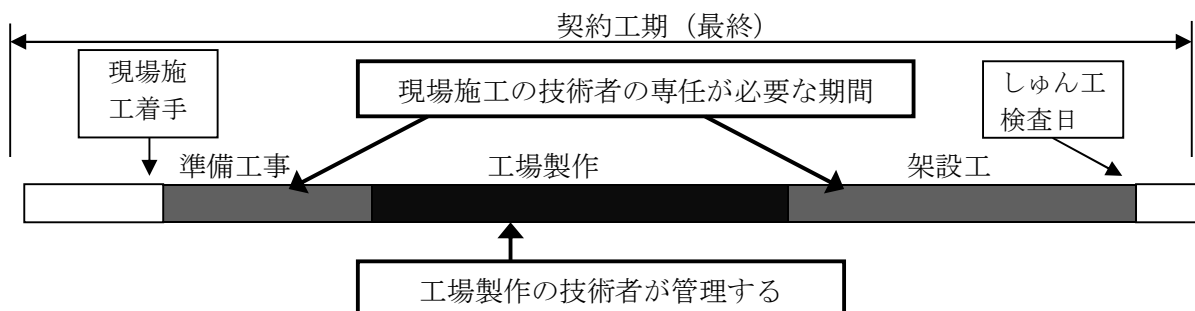


※しゅん工検査が契約工期内に実施されない場合において、専任を要する期間は契約工期までだが、しゅん工検査時には現場代理人又は技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制とする。

※「②工事の中止期間」については、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要がある。

#### II) 工場製作のみが行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

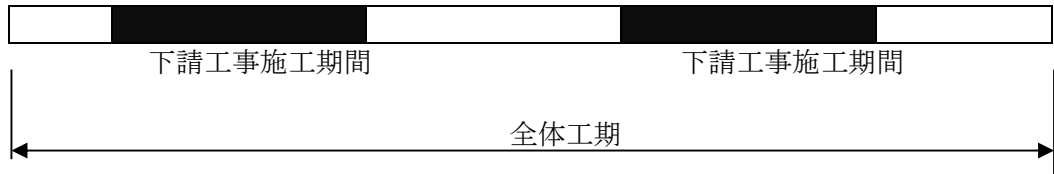


※工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、工場製作の監理技術者等がこ

れを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

**(2) 下請工事における専任の必要な期間について**

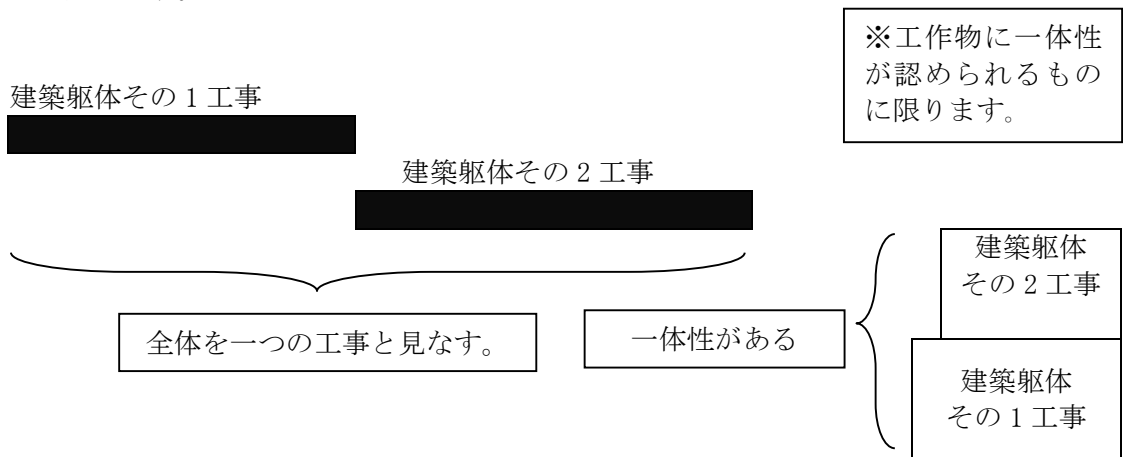
下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事が実際に施工されている期間となります。



**(3) 工事単位の考え方について**

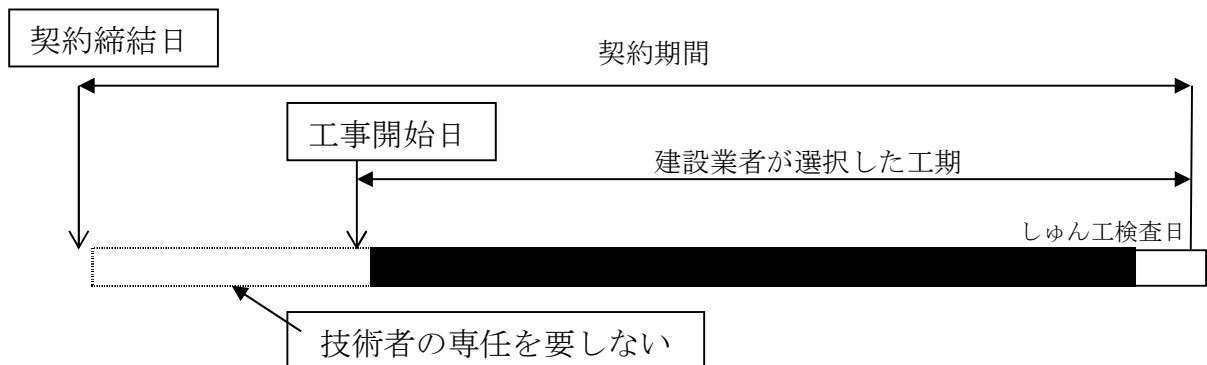
同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は同一の監理技術者が掌握し、これら複数の工事を一の工事とみなして、当該技術者が当該工事全体を管理するものとすることができます。

この場合、建設業法第3条第1項(一般建設業と特定建設業の区分)、同法第26条第1項及び第2項(主任技術者と監理技術者の区分)等の適用については、一の工事としてこれらの規定を適用します。



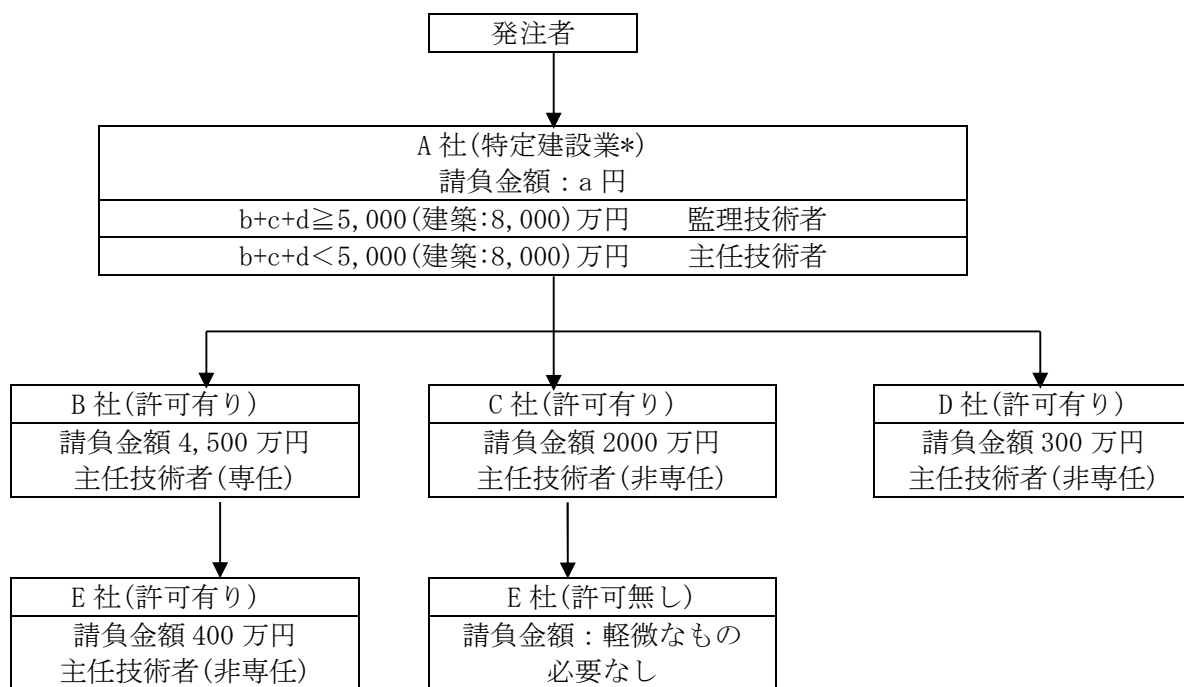
**(4) フレックス工期の取扱について**

フレックス工期(建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが手続上明確になっている契約方式に係る工期をいいます。)を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とし、契約締結日から工事開始日前日までは、技術者を設置することを要しません。



## 5 県工事における技術者の配置

(1) 元請負人が配置すべき技術者と、下請負人が配置すべき技術者は次の図のとおり。



図一 1 技術者の設置事例

- ※ b、c、dはB社、C社、D社との契約額をさす。
- ※ 契約額は消費税を含む額である。
- ※ 下請であっても500万円以上の工事を行う場合、建設業の許可が必要。
- ※ A社は、総額5,000万円(建築:8,000万円)以上の下請負契約を行う場合は、特定建設業の許可を必要とする。

(2) 県工事における技術者の要件等

建設工事に係る受注希望型競争入札等公告〔共通事項〕の「別紙1」に記載  
「(別紙1)「土木一式工事」における主任技術者又は監理技術者の資格要件」

(別紙1)

「土木一式工事」における主任技術者又は監理技術者の資格要件

対象	土木一式工事の案件ごとに記載する資格名称	左記の資格の内容
<p>予定価格が 9千万円以上 の工事</p>	<p>「1級土木施工管理技士」又は「それと同等の資格者」</p>	<p>次のア又はイに掲げるもの ア 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とするものの第二次検定に合格した者又は同法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣の認定した者 イ 技術士法(昭和32年法律第124号)による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」または「農業農村工学」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>
<p>予定価格が 3千5百万円 以上9千万円 未満の工事</p>	<p>「1級、2級土木施工管理技士」又は「それと同等の資格者」</p>	<p>次のア又はイに掲げるもの ア 技術検定のうち、検定種目を一級、二級の建設機械施工若しくは一級、二級の土木施工管理とするものの第二次検定に合格した者又は同法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣の認定した者 ただし、監理技術者については、一級の建設機械施工若しくは一級の土木施工管理とするものの二次検定に合格した者又は同法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣の認定した者 イ 技術士法(昭和32年法律第124号)による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」または「農業農村工学」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>

※本表は、「土木一式工事」のみに適用のため、注意すること。

下請契約にも適用し、その場合には「予定価格」は契約金額と読み替えること。

		1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	6,000万円	7,000万円	8,000万円	9,000万円
軽微な工事の請負金額 (法第3条第1項、令第1条の2)		500万円 (建築以外)		1,500万円 (建築)						
専任制適用請負金額 (共3-2参照)						4,500万円 (建築以外)				9,000万円 (建築)
監理技術者と下請額 (共3-2参照)						5,000万円 (建築以外)		8,000万円 (建築)		
現場の技術者の別 (共3-2参照)						主任技術者 (法第26条第1項、法第7条第1項2号イ、ロ、ハ)		監理技術者 (法第26条第2項、法第15条第2項第1号イ、ロ、ハ)		
指定建設業 以外の22業種		建設業許可を要しない工事		非専任(他工事との兼務可)		専任				
指定建設業	電気工事業									
	造園工事業									
	管工事業									
	鋼構造物工事業									
	舗装工事業									
	土木工事業									
	建築工事業	1,500万円まで						9,000万円まで		
県工事 (土木一式)	主任技術者	実務経験者以上(3,500万未満)				2級等以上(3,500万円~9,000万円)				1級等
	監理技術者							国家資格者(1級等)		

○下請制限額(5,000万円)以上となる下請契約をする場合は、監理技術者の配置が必要となる。  
○監理技術者資格者証の携帯が必要。

## 6 専門技術者とは

土木工事業又は建築工事業を営む一式工事業者が、土木一式工事または建築一式工事を施工する場合（許可が不要な軽微な工事である場合を除く）において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し主任技術者の資格を有するものを工事現場に置かなければなりません。これを専門技術者といいます。

例えば、建築一式工事を施工する場合で、大工工事、屋根工事、電気工事などの一式工事の内容となる専門工事を一式工事業者が自ら施工しようとする場合は、それぞれの工事種類ごとの主任技術者の資格を有する者＝専門技術者を置かなければなりません。

この場合は、一式工事業者の主任技術者又は監理技術者が、専門工事の資格者の要件をそなえていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者が専門技術者を兼ねることができます。

例えば、土木一式の工事に含まれる電気工事を行う場合に考えられる専門技術者の配置は、

- ・ 自らの会社に所属する電気工事の主任技術者の資格をそなえた専門技術者を配置する。
- ・ 電気工事業の許可を受けた建設業者と契約し、下請施工とする。その場合には、その下請負人が電気工事の主任技術者を配置する。

## 7 共同企業体(JV)と技術者

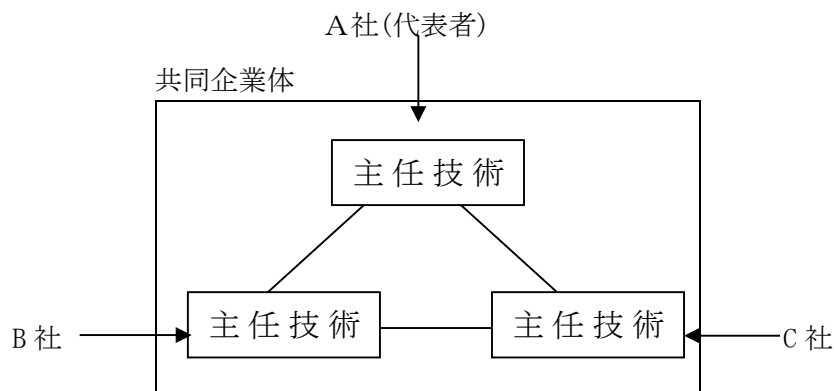
昭和 62 年の中央建設業審議会答申および建議により、共同企業体の活用にあたっての基本的な考え方が示され、「共同企業体運用準則」が定められています。

この中で技術者の扱いは次のとおりとなっています。

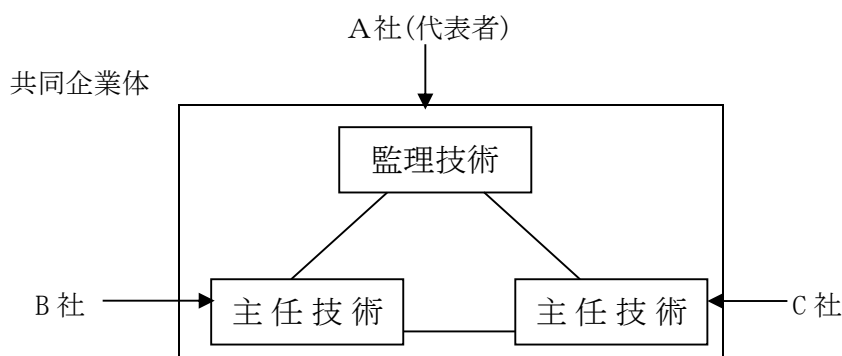
**(1) 特定建設工事共同企業体全ての構成員が当該工事に対応する建設業についての監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場毎に配置することを要件としています。**

例えば、特定建設工事共同企業体が請け負った公共工事では、当該建設工事を施工するために 5,000 万円以上(建築一式工事にあつては 8,000 万円以上)の下請契約を締結する場合、特定建設業者である構成員の一家以上(通常は代表構成員を含む)が監理技術者を、その他の構成員が主任技術者をそれぞれ専任で配置することが必要です。

なお、主任技術者は国家資格を有する者でなくてはなりません。発注機関が例外措置として緩和することが認められています。(公募条件などに示されている)



(1) 下請負契約の総額が  
5,000 万円(建築一式工  
事では 8,000 万円)未満  
の工事の場合



(2) 下請負契約の総額が  
5,000 万円(建築一式工  
事では 8,000 万円)以  
上の工事の場合

## (2) 経常建設共同企業体と技術者

経常建設共同企業体では、各構成員は共同施工を確保するため、技術者を適正に配置し得る者でなくてはなりません。具体的には各構成員は以下の2つの要件を満たす必要があります。

- ① 当該経常建設共同企業体の登録部門に対応する許可業種に係る監理技術者となることができ  
る者または国家資格者を有する主任技術者を有していること。
- ② 工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。なお、工事現  
場毎の配置の考え方は特定建設工事共同企業体と同じです。

(企業体の2つの方式について)

### ① 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に関して、技術力を結集することで工事の安定的施工を確保するため、工事の規模や性格等に照らして、共同企業体の施工が必要と認められる場合に、その工事ごとに結成する共同企業体。

### ② 経常建設共同企業体

中小建設業者等が、継続的な協業関係を確保することでその経済力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体。

(中小とは資本金3億円以下又は従業員300人以下)

## 【参考】 監理技術者制度運用マニュアル

- 監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐）の配置に関する疑問等が生じた場合は、建設業法上の考え方がまとめられた「監理技術者制度運用マニュアル」を確認してください。

（趣旨） ※マニュアルから抜粋

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

- 監理技術者制度運用マニュアル掲載先（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000002.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)

(別記1)

## 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成 25 年 3 月 13 日  
(最終改定 令和 6 年 12 月 26 日)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを以下のとおりとする。

### 第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアル（令和 6 年 12 月 13 日国不建技第 123 号）（以下「マニュアル」という。）による。

### 第2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

マニュアルによる技術者の専任配置の特例は次のとおりである。

- ①専任特例 1 号
- ②専任特例 2 号（監理技術者のみ適用）
- ③工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（主任技術者のみ適用）
- ④複数の工事を同一工事とみなせる場合

ただし、専任特例 2 号において、下記の要件のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

- ア 技術的難易度が高い工事であるとき（トンネル、長大橋、美術館など）
  - イ 24 時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき
  - ウ 発注機関の長が特に兼務できないものと認めるとき
- なお、④は兼務にはあたらないため、①～③の特例を併用できる。

### 第3 技術者の専任配置の特例に関する手続等

#### 1 技術者兼務届の提出が必要な場合

県発注工事の技術者が専任配置の特例を適用する場合は、技術者兼務届（様式 1）に技術者の兼務に関する誓約事項（様式 2）を添えて提出するものとする。

#### 2 技術者兼務届の提出時期

新たに契約する工事の契約締結までに、専任配置の特例を適用する各工事の発注機関の長に提出する。

なお、県以外の発注機関の工事が含まれる場合は、当該発注機関の指示に従うものとする。

#### 3 技術者の兼務に関する誓約事項の確認

監督員は、技術者の兼務に関する誓約事項の確認表（様式 3）により（様式 2）の誓約事項が要件に適合しているか確認する。

確認時期は、工事現場における施工体制の把握要領（令和6年9月24日付け6建政技第171号）による監理技術者（主任技術者）の専任制の確認時（施工プロセスチェック実施時）とする。

要件に適合していないと認められた場合は、速やかに改善を指示する。

#### 第4 入札手続きにおける取扱いについて

兼務を認めない工事を発注する場合は、要件調書又は請負人等選定調書に次の例を参考にその旨を記載し、入札公告において明示するものとする。

（記載例）建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）に該当する監理技術者の配置は認めない。

#### 第5 適用時期

令和6年12月13日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

関係様式は、県ホームページに掲載しています。

⇒ [https://www.pref.nagano.lg.jp/gi\\_jukan/kenmu.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/kenmu.html)

## 建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理要領

(令和7年2月28日6建政技第342号)

この要領は、長野県建設工事標準請負契約約款第10条第3項に基づく現場代理人の常駐義務緩和の要件及び事務処理について定めたものである。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第1 全ての工事において、現場代理人の常駐義務を緩和できる期間は次のとおりとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も常駐を要しない）

第2 次の要件をすべて満たす工事は、第1に掲げる期間以外においても、常駐義務を緩和できる。

- (1) 工事等の請負金額 は主任技術者の専任を必要としない金額であること。  
(当初契約額4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）)
- (2) 連絡体制として、現場連絡員を配置すること。
- (3) 次に掲げる工事でないこと。
  - (ア) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事
  - (イ) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
  - (ウ) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れなどから常駐義務を緩和することを認めることが適当でないと発注者が判断した工事

(現場代理人の兼務)

第3 発注機関の長が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、他の工事の現場代理人又は技術者等と兼務可能と判断した工事等については、兼務を認める。

(現場代理人の兼務が可能となる工事等)

第4 次の条件を全て満たす工事等のうち、発注機関の長が兼務可能と判断したものを対象とする。ただし、第2(3)に掲げる工事は兼務を認めない。  
なお、第1による常駐義務を緩和された工事は、兼務にあたらぬものとす

る。

- (1) 県発注工事等の中で認める。ただし、国又は市町村の工事等（以下「市町村工事等という。」）において、当該発注機関の長が兼務を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼務可能な工事等の数は、2件までとする。主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、主任技術者として兼務する工事等の数も2件までとする。
- (3) 工事等の請負金額は、2件とも第2(1)を満たすものとする。  
ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日国総建第316号）三（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例③に該当し主任技術者が兼務可能な工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2件とも同一地域振興局管内に位置する工事等とする。
- (5) 連絡体制として、兼務する県発注工事等の現場には現場連絡員を配置する。（現場代理人の兼務の条件）

第5 現場代理人の兼務を認める条件は以下のとおりとする。

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに現場連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は現場連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼務届を提出し承認を得ること。
- (6) 兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼務の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (7) 配置する現場連絡員は、元請の社員（直接的な雇用があること。雇用形態、雇用期間は問わない。）で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない現場連絡員を配置すること。

（留意事項）

第6 兼務が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

（事務手続き）

第7 第1(2)(3)による現場代理人の常駐義務を緩和する場合は、発注者と受注者が協議のうえ常駐期間を明確にする。

第8 第2による現場代理人の常駐義務を緩和する場合は、現場連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。

第9 現場代理人の兼務に関する手続きは以下のとおりとする。

#### 1 兼務届の提出

県発注工事間の工事等の場合、契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼務届（県工事等間の兼務）（様式1）及び現場連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。市町村工事等との兼務の場合、契約者は、契約後に提出する技術者の通知書と合わせ（既に契約中の県発注工事等と市町村工事等を兼務する場合は、市町村工事等との契約締結までに）、現場代理人兼務届（市町村工事等との兼務）（様式1-2）及び現場連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。

現場代理人兼務届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

#### 2 発注機関の長による審査

発注機関の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼務の可否について判断する。

兼務を認める場合は、提出書類を受理する旨を電話等により受注者に伝える。兼務を認めない場合は、兼務届に認めない旨を記入、押印のうえ受注者に返却する。

#### 附則

本要領は、令和7年3月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

関係様式は、県ホームページに掲載しています。

⇒ <https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/dairinin-kenmu.html>

# 建設工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて

平成31年3月1日  
技術管理室

## 1 目的

現場代理人の常駐義務について、建設業の働き方改革を推進する観点から、家庭の事情等で一時的に現場を離れることを可能とすることで、若手や女性技術者が安心して働ける環境を整えるとともに、将来にわたる建設産業の担い手確保を図る。

## 2 内容

建設工事現場に、現場代理人の連絡員を配置することにより、現場代理人が一定期間現場を離れる事ができるものとする。

### (1) 常駐義務緩和の取扱い

- ・連絡体制として現場には連絡員を配置するものとする。
- ・取扱いは、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて（平成28年5月16日最終改正）」の規定を準用する。

### (2) 常駐義務を緩和できる事由

- ・養育中の児童や被介護者の病気やけが
- ・現場の安全管理のための研修・講習等
- ・その他、社会通念上、やむを得ないと認められる事情

## 3 手続き

- ・連絡員配置届（別紙）を発注者に提出する。
- ・適用日以前に契約済みの工事についても可とする。

## 4 留意事項

- ・連絡員は現場代理人の指示により業務を行うことから、原則として現場に駐在するものとする。
- ・連絡員を配置する期間は、連続して1週間を上回らないものとするが回数制限はないものとする。ただし、延べ日数が工期の3分の1を越える場合は、現場代理人を交代するものとする。
- ・現場代理人が主任技術者を兼務している場合は、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化（平成30年12月11日付け30建政第210号）」にも留意することとする。

## 5 適用日

本通知日以降適用する。

(別紙)

## 連絡員配置届

年 月 日

発注機関の長 様

住所  
商号又は名称

代表者名 印

次のとおり、工事請負契約書第 10 条第 3 項に係る規定に基づき、現場代理人の連絡員を配置したいので届け出ます。

工 事 名		
工 事 箇 所		
現 場 代 理 人 氏 名		
連 絡 員	氏 名	
	通 常 連 絡 先	
	緊 急 時 連 絡 先	
期 間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日	
理 由		

(注) 連絡員の配置は、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて（平成 28 年 5 月 16 日）」及び「建設工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（平成 31 年 2 月 22 日）」によるものとする。

連絡員の配置を認めない場合は、次欄に記載のうえ受注者に返送してください。

上記工事の現場代理人の連絡員については、認めません。

令和 年 月 日

発注機関の長